

建築士事務所廃業等届提出書類一覧

廃業等届					
廃業等の事項		届出人		添付書類	備考
		法人	個人		
業務を廃止した時		開設者	開設者	届出人との関係を証明する書類	建築士事務所廃業等届及び添付書類を提出してください。廃業等の事項があつてから30日以内に提出してください。(建築士法第23条の7)
開設者が死亡した時		その他の役員	相続人		
破産した時		破産管財人	破産管財人		
法人が合併解散した時		代表する役員であつた者	—		
法人が破産又は合併以外の事由により解散した時		清算人	—		
登録区分の変更	法人⇔個人	開設者	開設者		
	一級⇔二級⇔木造	開設者	開設者		
提出部数				1部	

届出の提出先

〒753-0091 山口市大手町3-8 山口県建築士会館内

(一社)山口県建築士事務所協会

TEL 083-925-6701